

## 資料 2

環自国発第 100630001 号

平成 22 年 6 月 30 日

### 平成22年度山岳地域環境保全対策等検討会実施要領

#### 1. 目 的

平成 22 年 6 月 9 日の環境省の行政事業レビューにおいて「山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助事業」は廃止との判定がなされた。

これを受け、行政事業レビューのコメントも踏まえ、今後の山岳地域の環境保全施策のあり方等について検討を行うため、有識者で構成する「山岳地域環境保全対策等検討会」（以下「検討会」という。）を設置、開催するものとする。

#### 2. 構 成

(1) 検討会は自然公園、社会科学、山岳関係等の各分野における専門家等で環境省自然環境局長（以下「自然環境局長」という。）が指名した検討員をもって構成する。

(2) 検討会には、必要に応じ、検討事項に関係のある者を座長の指示により出席させることができるものとする。

#### 3. 委嘱の期間

委嘱の期間は承諾の日から平成23年3月31日までとする。

#### 4. 解 嘱

自然環境局長は、検討員に事故があったとき、又は検討員からの申し出があったとき、検討員を解嘱することができる。

#### 5. 検討事項

検討会の検討事項は、次のとおりとする。

(1) 今後の山岳地域の環境保全等のあり方を検討するために必要な事項

(2) その他検討会の目的を達成するために必要な事項

## 6. 座 長

- (1) 検討会には座長を置く。
- (2) 検討会の座長は、検討員の互選によってこれを定める。
- (3) 座長は、検討会の議事運営にあたる。
- (4) 座長に事故がある時には、座長があらかじめ指名する検討員がその職務を代行する。

## 7. 会議の公開

本検討会は公開する。

## 8. 庶 務

検討会の庶務は、環境省自然環境局国立公園課において行う。